

## 第2章 計画策定の背景

### 1 世界の動き

#### ■ 国際婦人年と国連婦人の10年

国際連合は、性に基づく差別の禁止を重要な目標の一つとして、「国連憲章」（1945年）や「世界人権宣言」（1948年）を採択し、国連に「婦人の地位委員会」を設置して男女平等実現のための取組を推進してきました。しかしながら、事実上の平等は達成されていない状況にあるため、昭和50年（1975年）を「国際婦人年」と定め、女性の地位向上のために世界的規模の行動を行うことにしました。

さらに、同年の国連総会では、昭和51年（1976年）から昭和60年（1985年）までを「国連婦人の10年」とし、そのテーマを「平等・開発（発展）・平和」とすることが宣言されました。

#### ■ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

昭和54年（1979年）の国連総会において、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。この条約は、実質的な男女平等を実現するために、法律・制度の見直しや改正を迫り、文化・慣習などの修正や廃止を含む措置をとるよう要求しており、これにより、各国において男女平等に向けての具体的諸施策が一層推進されることとなりました。

#### ■ 婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略

昭和60年（1985年）にナイロビで「国連婦人の10年最終年世界会議」が開催され、10年間の成果を評価するとともに、残された課題を解決するためのガイドラインとなる「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略（ナイロビ将来戦略）」が採択されました。

#### ■ 北京宣言と行動綱領

平成7年（1995年）に、ナイロビ将来戦略を見直し、西暦2000年に向けた優先行動計画を立てるために、「平等・開発・平和への行動」をテーマに第4回世界女性会議が北京で開催され、「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。「行動綱領」は、貧困、教育、健康など12の重要分野について「女性のエンパワメント（力をつけること）」を図ることを目的としていますが、中でも女性の権利を人権として再認識し、女性に対する暴力を独立の問題として扱ったことが注目されました。

#### ■ 女性2000年会議と政治宣言・成果文書

平成12年（2000年）に、国連特別総会「女性2000年会議」がニューヨークの国連本部で開催され、北京宣言と行動綱領の実施状況の検討・評価や、それらの完全実施

に向けた今後の戦略について協議が行われ、女子差別撤廃条約の完全批准など行動綱領の完全実施に向けた「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（いわゆる「成果文書」）」が採択されました。

#### ■ 「北京+10」世界閣僚級会合

平成 17 年（2005 年）に、「北京宣言及び行動綱領」の採択から 10 年にあたることを記念し、「国連『北京+10』世界閣僚級会合」がニューヨークの国連本部で開催され、「北京宣言及び行動綱領」と「女性 2000 年会議成果文書」に関する実施状況の評価及び見直しが行われました。また、これらの完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求める「宣言」が採択されました。

#### ■ 女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告に対する最終見解

日本政府は、女子差別撤廃条約に基づいて、平成 20 年（2008 年）4 月に、第 6 回政府報告を提出し、これに対する女子差別撤廃委員会の検討（consideration）が 7 月 23 日にニューヨークにおいて実施されました。この検討を踏まえ、平成 21 年（2009 年）8 月に、我が国の報告に対して同委員会から、婚姻適齢、離婚後の女性の再婚禁止期間等民法の改正や、女子差別撤廃条約選択議定書の批准の検討の継続、雇用及び政治的・公的活動への参画促進のための暫定的特別措置の実施等、21 項目に及ぶ関心事項及び勧告が最終報告として出されています。

#### ■ 「北京+15」世界閣僚級会合

平成 22 年（2010 年）に、「北京宣言及び行動綱領」の採択から 15 年にあたることを記念し、「国連『北京+15』世界閣僚級会合」がニューヨークの国連本部で開催され、「北京宣言及び行動綱領」と「女性 2000 年会議成果文書」に関する実施状況が協議され、これらの内容を再確認し、実施に向けた国連や NGO 等の貢献強化などの宣言が採択されました。

## 2 日本の動き

#### ■ 国内行動計画の策定

「国際婦人年」である昭和 50 年（1975 年）に、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」を設置し、昭和 52 年（1977 年）には「世界行動計画」を受けて、向こう 10 年間の女性行政関連施策の方向を明らかにした「国内行動計画」を策定しました。

#### ■ 女子差別撤廃条約批准

昭和 55 年（1980 年）の「国連婦人の 10 年中間年世界会議」において、「女子差別撤廃条約」に署名し、その後、昭和 59 年（1984 年）に国籍法、戸籍法の改正が、昭和 60 年（1985 年）に男女雇用機会均等法の制定が行われるなど、男女平等に関する

法律・制度面の整備が進められ、昭和 60 年（1985 年）に条約を批准しました。

## ■ 新国内行動計画

昭和 62 年（1987 年）に、ナイロビ将来戦略を受けて、男女共同参加型社会の形成を目指した「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」が策定され、平成 3 年（1991 年）に、第 1 次改定が行われました。この改定では「共同参加」を、企画の段階からの関与が必要であるとして「共同参画」に改め、「男女共同参画型社会」の形成を目指すことになりました。

## ■ 育児・介護休業法の制定

平成 3 年（1991 年）に、1 歳未満の子どもを養育するために男女労働者が休業する権利を保障する「育児休業法」が制定されました。なお、育児休業法は、平成 7 年（1995 年）に大幅に改正され、「育児・介護休業法」が成立し、育児休業に加え介護休業も労働者の権利として認められることになりました。

## ■ 男女共同参画 2000 年プラン

平成 8 年（1996 年）に、前年に北京で開催された世界女性会議で採択された行動綱領と、男女共同参画審議会から答申された「男女共同参画ビジョン」を受け、男女共同参画社会の形成の促進に関する新たな行動計画「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。

## ■ 男女共同参画社会基本法と男女共同参画基本計画

平成 11 年（1999 年）に、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けた「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成 12 年（2000 年）には、基本法に基づき、男女共同参画の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「男女共同参画基本計画」が策定されました。

## ■ 女性に対する暴力の防止

平成 13 年 4 月に、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者から暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「配偶者暴力防止法」という。）が制定されました。

これにより、配偶者からの暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であると明確に位置付けられ、保護命令制度、都道府県の配偶者暴力相談支援センターによる相談、一時保護等が開始されました。平成 16 年 6 月には、改正配偶者暴力防止法が制定され、配偶者からの暴力の定義の拡大（身体的な暴力のみならず、いわゆる精神的暴力・性的暴力にも対象拡大）、保護命令制度の拡充（退去命令の期間を 2 週間から 2 か月に拡大、子どもへの接近禁止命令の発令）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針並びに施策の実施に関する基本的な計画の策定、国及び地方公

共団体の責務として被害者の自立支援を含む適切な保護の明確化などが盛り込まれ、同年 12 月に施行されました。

さらに、平成 19 年 7 月の配偶者暴力防止法の改正では、市町村における基本計画の策定努力及び配偶者暴力相談支援センターの設置努力、保護命令制度の拡充（生命又は身体に対する脅迫行為にも対象を拡大、被害者への接近禁止命令と併せて無言電話や連続しての電話、ファクシミリ、電子メール等の行為を禁止する保護命令の発令、被害者の親族等への接近禁止命令）、配偶者暴力相談センターの長への保護命令の発令等に関する通知などが盛り込まれ、平成 20 年 1 月に施行されました。

### ■ 第2次男女共同参画基本計画

平成 17 年（2005 年）に、平成 12 年（2000 年）に策定された「男女共同参画基本計画」が改定され、女性のチャレンジ支援や仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し等を主な柱とした「第2次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

### ■ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

平成 19 年（2007 年）に、仕事と生活の調和がとれた社会の実現のため、関係閣僚、経済界、労働界、地域団体の代表等からなる「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、官民一体となった取組が始まりました。

### ■ 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する最終見解を受けて

平成 21 年（2009 年）8 月に、女子差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する最終見解が女性差別撤廃委員会から出され、「最終見解に指摘されている課題への取組等を通じて、一人ひとりが生きがいを実感でき、人間らしく生きられる社会づくりに不可欠な最重要課題である男女共同参画社会を実現していくことが重要である」とのメッセージが内閣府特命大臣から出されています。

### ■ 第3次男女共同参画基本計画

平成 22 年（2010 年）に、男性、子どもにとっての男女共同参画の推進や生活上の困難に直面する人への支援、地域等における男女共同参画の推進などの重点分野を新設した「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

## 3 鹿児島県の動き

### ■ 「青少年婦人課」「婦人関係行政推進連絡会議」「婦人問題懇話会」

昭和 54 年（1979 年）に、婦人問題に関する担当窓口が青少年婦人課に設置され、総合的・効果的な施策の推進に向けた「鹿児島県婦人関係行政推進連絡会議」及び「鹿児島県婦人問題懇話会」が設置されました。

## ■ 「婦人対策基本計画」

昭和 56 年(1981 年)に、「鹿児島県婦人対策基本計画」が策定され、昭和 60 年(1985 年)の「鹿児島県新総合計画」には「婦人の地位向上の推進」が明記されました。

## ■ 「鹿児島女性プラン 21」

平成 2 年(1990 年)の「鹿児島県総合基本計画」に「男女の共同参加型社会の形成」が施策の基本方針として明記され、同年「婦人政策室」が設置されました。翌年には「婦人政策室」が「女性政策室」と改称されました。「鹿児島女性プラン 21」が策定されるとともに「鹿児島県女性行政連絡会議」と「鹿児島女性プラン 21 推進会議」が設置されました。

## ■ 「かごしまハーモニープラン」と「鹿児島県男女共同参画推進条例」

平成 11 年(1999 年)に、国の「男女共同参画 2000 年プラン」をふまえた「かごしまハーモニープラン」が策定されるとともに、「鹿児島県男女共同参画推進本部会議」と「かごしまハーモニープラン推進懇話会」が設置されました。また、平成 13 年(2001 年)に「鹿児島県男女共同参画推進条例」が制定され、同年「女性政策室」を「男女共同参画室」に改称しました。翌年、「県男女共同参画推進条例」第 17 条の規定に基づき、「鹿児島県男女共同参画審議会」が設置されました。

## ■ 「鹿児島県男女共同参画センター」

平成 15 年(2003 年)に、「男女共同参画室」にかわり、「青少年男女共同参画課 男女共同参画係」が設置されました。また、同年、男女共同参画社会づくりに関する学習・研修、相談、情報提供など活動の拠点施設としての「鹿児島県男女共同参画センター」が開設されました。

## ■ 「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」

配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する動きとして、平成 17 年(2005 年)に、「支援者のためのDV被害者相談対応マニュアル」が作成(平成 23 年3月改定)されました。また、翌年、「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」が策定(平成 21 年3月改定)されました。

## ■ 「配偶者暴力相談支援センター」

配偶者暴力防止法に基づき平成 14 年(2002 年)に婦人相談所(現女性相談センター)、平成 18 年(2006 年)に県男女共同参画センター、平成 19 年(2007 年)に各地域振興局及び各支庁の保健福祉環境部(7カ所)が配偶者暴力相談支援センターとして指定されました。

## ■ 「鹿児島県男女共同参画基本計画」(計画期間：平成 20 年度～平成 24 年度)

「鹿児島の男女の意識に関する調査」を平成 19 年(2007 年)に実施し、平成 20

年（2008年）に「男女の人権が尊重される社会の形成」「男女共同参画社会を実現する地域環境の創造」を基本目標とする「鹿児島県男女共同参画基本計画」が策定され、翌年には、「男女共同参画室」が設置されました。

- 「第2次鹿児島県男女共同参画基本計画」（計画期間：平成25年度～平成29年度）  
「鹿児島の男女の意識に関する調査」を平成23年（2011年）に実施し、平成25年（2013年）に、「一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会づくり」「誰もが安心して暮らすことができる社会づくり」を基本目標とする「第2次鹿児島県男女共同参画基本計画」が策定されました。

## 4 霧島市の動き

- 「男女共同参画係」の設置  
平成17年11月の合併と同時に、企画部企画振興課男女共同参画係を設置しました。その後、平成19年4月に、企画部企画政策課男女共同参画推進グループに改称しました。
- 「霧島市男女共同参画推進連絡会議」の設置  
平成17年12月に、男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的推進を図るため、副市長を会長とし、関係部課長で構成する「霧島市男女共同参画推進連絡会議」を設置しました。また、男女共同参画に関する具体的事項を審議するため、企画政策課長を会長とし、関係グループ長で構成する「霧島市男女共同参画推進連絡会議幹事会」を設置しました。
- 「霧島市男女共同参画推進懇話会」、「霧島市男女共同参画審議会」の設置  
平成18年4月に、学識経験者及び公募市民等で構成する「霧島市男女共同参画推進懇話会」を設置し、平成19年9月に「霧島市男女共同参画推進についての提言」を、平成23年10月には「（仮称）霧島市男女共同参画推進条例に盛り込むべき事項について（提言）」を市長に提出しました。なお、同懇話会は「霧島市男女共同参画推進条例」の施行に伴い、地方自治法第202条の3第1項に基づく執行機関の附属機関である「霧島市男女共同参画審議会」に格上げされました。
- 「第一次霧島市総合計画」における位置付け  
平成20年3月に策定した「第一次霧島市総合計画」において、「共生・協働によるまちづくり」の政策の中で、「男女共同参画の推進」を一つの施策として位置付けています。
- 「霧島市男女共同参画計画」  
平成20年3月に、「女と男が認め合い 支え合う 共に輝くまち」を基本理念に、4つの基本目標と8つの重点課題から構成される「霧島市男女共同参画計画」を策定しました。

■ 「霧島市DV被害者支援庁内連絡調整会議」

平成 20 年 12 月に、配偶者からの暴力の被害者の保護に関し、迅速かつ円滑な連携を図るため、「霧島市DV被害者支援庁内連絡調整会議」を設置しました。

■ 「霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画」

平成 22 年 3 月に、配偶者等からの暴力の防止と被害者の自立支援等に関する施策を総合的に推進するため「霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画」を策定しました。

■ 「霧島市男女共同参画推進条例」の制定

男女共同参画を推進するための基本理念や、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めた「霧島市男女共同参画推進条例」を平成 24 年 4 月 1 日に施行しました。



【左】霧島市男女共同参画計画(平成 20 年3月策定)  
【右】霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画(平成 22 年3月策定)